

令和3年度

第2回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和3年12月23日（木）

午後3時開始

豊明市役所 新館1階 会議室6

令和3年度 第2回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和3年12月23日（木） 午後3時から
豊明市役所 新館1階 会議室6

出席者	公益代表	加藤誠（会長）松本昇（副会長）川辺二三子
	保険医・薬剤師代表	永田康夫（医師代表）太田満（薬剤師代表）
	被保険者代表	田口一子 今井和子 佐野智
	保険者代表	豊明市長 小浮正典
	事務局	健康福祉部長 伊藤正弘 保険医療課長 伊藤克代 保険医療課 （栗田久美子）

傍聴者 0名

令和3年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を令和3年12月23日（木）豊明市役所にて開催した。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題

- （1）令和4年度国民健康保険事業費納付金仮算定結果について
- （2）令和4年度国民健康保険税の改正について
- （3）その他

開始 午後3時

進行（課長）

本日は年末の大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和3年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

それでは、会議の開催に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆さま、こんにちは。

豊明市内の新型コロナウイルス感染症の状況はずっと収まっている状態です。最近1名出ましたが、8月くらいの感染者がここでカウントされたものです。10日ほど前にも1名出ましたが、実際には他市にお住まいで住民票だけ豊明市内にある方で、ここ2か月くらい感染者が出ていない状況ですが、大阪市で新たなオミクロン株の市中感染が確認され、いずれ愛知県にも押し寄せてくる、その間に大きな病院などでは準備を進めている状況ではありますけれども、まだまだ心配な状態です。今日もマスクをしたり、寒いのに窓を開けた状態でやっていますけれども、ご協力ください。

毎度申し上げることですけれども、この国民健康保険運営協議会は、国保に加入されている方々の毎年度の保険税を最終的には決めていく意思決定機関となっております。ここで決定されたものを我々は議会に示していく形となります。皆さまには重要な責務を担っていただいておりますけれども、事務局が素案を示して、皆さま方でそれを是か否か、修正すべきところはないか、協議していただく形となります。

今回は令和3年度の状況と令和4年度の納付金仮算定が県から示されておりまして、年明けてからの保険税改正の審議に向けて情報共有していただく、疑問点ですとかを質問していただいておりますので、お互いの情報共有を図っていききたいという会議になると思います。国民健康保険については課題が色々多いですし、そもそも分かりにくい制度になっていることもあります。どうぞよろしく願いいたします。

進行（課長）

ありがとうございました。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて退席をさせていただきます。

（ 市長退席 ）

進行（課長）

本日は、保険医・薬剤師代表の松森委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、過半数以上の出席でございますので、運営委員会規則第5条により、本日の会議は成立となります。

また、本日の会議の傍聴希望の方は今のところみえません。途中でみえることがありましたら、会長に諮り許可する形としてよろしいでしょうか。

それでは、これより会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきます。会長、よろしく願いいたします。

会長

みなさんよろしくどうぞお願いします。新型コロナの感染拡大ということで、前回第1回目は書面決議でさせていただきました。本日は令和3年度の2回目ということで、よろしく願いいたします。

最初に、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名いただく委員2名を決定したいと思います。議事録署名者には、保険医・薬剤師会代表の太田委員と被保険者代表の今井委員、この2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は事務局からの説明、情報提供という形で進めさせていただきたいと思います。それでは「(1) 令和4年度国保事業費納付金仮算定結果について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局説明

説明に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思います。

(資料の確認)

では、令和4年度国保事業費納付金仮算定結果について、説明いたします。

(資料に沿って説明)

◎納付金算定の前提条件について

- ・被保険者数は例年のとおり減少傾向。
- ・医療給付費は大きく伸びると推計。すでに令和3年度分の給付費が、昨年推計した額を大幅に上回り、年間で約170億円不足する見込みとなっており、決算剰余金を充てる予定。その分、来年の納付金算定に使える剰余金額が減ってしまう。

◎令和4年度の公費(納付金算定上の係数)について

- ・基本的には令和3年度と同じ。変更点は、激変緩和に使う暫定措置として配分される公費が100億円となっており、昨年より50億円減っている。代わりに普通調整交付金が昨年450億円から500億円に増えており、暫定措置から普通調整交付金へ振り替えられた形となっている。
- ・県負担分の激変緩和財源は昨年と同じ。
- ・愛知県全体で激変緩和に使える財源は約12億円。そのうち個別の4町村に6千万円配分され、残り11.4億円が県全体の減算に使用。

◎豊明市分納付金額(仮算定)について

- ・令和3年度と比較して約6,500万円の増額の約18億2,400万円。1人あたり納付金額は157,037円で、令和3年度より15,344円の増額、10.83%の伸びとなっている。
- ・参考までに県内54市町村中の豊明市の順位は、年齢調整後医療費指数は2位、1人あたり所得金額は24位、1人あたり納付金額は9位となっている。
- ・仮算定時点での標準保険料率と現行の保険税率と比較すると、特に所得割、均等割が足りていない状況となっている。

◎仮算定から本算定に向けての再検討事項

- ・決算剰余金の活用可能額の精査、令和4年度の診療報酬改定の影響、令和4年10月からの社会保険適用拡大の影響など。

会長

ありがとうございました。ただいま説明をいただきました。何かこの内容についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、「(2) 令和4年度国民健康保険税の改正について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、(2) 令和4年度国民健康保険税の改正について、ご説明いたします。来年度の国保税の具体的な税率等については、本算定が出た後、次回の運営協議会でとなります。その前に、今の段階で来年度以降の税に関する制度で変更する部分がありますので、それについてご説明させていただきます。

(資料に沿って説明)

◎子どもに係る国保税均等割額の減額措置の導入について

- ・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割保険税を軽減し、その減額相当額を公費で負担する制度が令和4年度から施行される。
- ・対象は全国保世帯の未就学児。所得制限はなし。本市の対象人数は約220人。
- ・減額割合は5割。低所得世帯軽減(7・5・2割軽減)該当世帯は、軽減適用後の均等割額をさらに5割軽減する。
- ・軽減額は約240万円。負担割合は国1/2、県1/4、市1/4。

◎課税限度額(国基準)の引き上げについて

- ・令和4年度課税分から、課税限度額(国基準)について引き上げられる予定。
- ・医療分で2万円引き上げ65万円に、後期分で1万円引き上げ20万円に、介護分は17万円を据え置き、合計で102万円となる。
- ・本市の課税限度額については、国基準引き上げ後、翌年度(令和5年度)課税分から国基準と同額とする予定。

会長

令和4年度の国民健康保険税の改正について説明いただきました。この内容について、何かご質問がございましたらお願いします。

どうでしょうか。それでは(3) その他の内容を説明いただいた後で、また全体的にお聞きしたいと思います。「(3) その他」をお願いします。

事務局

(3) その他で、出産育児一時金の支給額の改正についてお伝えしたいと思います。

(資料に沿って説明)

◎出産育児一時金の支給額の改正について

- ・ 出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部改正によるもので、12月議会にて改正条例を上程、可決されている。
- ・ 改正の内容は、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度対象の出産においては、その掛金相当額を加算して支給することとなっているが、令和4年1月の出産から、産科医療補償制度掛金の額が1万6千円から1万2千円に引き下げられることから、出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に引き上げ、支給総額42万円を維持するもの。

会長

ありがとうございました。

以上、議題として(1)から(3)までお話しをさせていただきました。今日のお話しの中で全体的に、ご質問がありましたらお願いします。

会長

今、令和4年度仮算定の段階で、保険税の引き上げは1人あたりどれくらいになりますか。

事務局

仮算定の金額から試算した見込みは、今年度の課税額より1人あたり3%ちょっと、金額にして3,000円から4,000円くらい、4,000円弱くらいと見込んでいます。ただ、仮算定から本算定に向けて、診療報酬の改定も昨日のニュースではマイナス改定でしたし、県の方が剰余金をもう少し使えるように精査していただいているので、下がるかなあという希望的観測なんですけど。もう少し納付金下がると、税額の上げ幅ももう少し抑えられるかなあと考えています。

会長

ありがとうございます。仮算定でだいたい3,000円から4,000円の中で動くだろうと。本算定についてもその範囲に収まってくるだろうということですね。

事務局

はい、そうです。

会長

もう一点。先ほどの説明の中で、社会保険の適用拡大というのがありますが、もう少し詳しく教えてください。

事務局

昨年6月に成立した、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の中で、寿命が年々伸びて高齢期が長くなっている状況で、年金受給をもう少し充実させようという意図で、厚生年金の適用を拡大する、イコール、社会保険の適用を拡大するということが決まっております。短時間労働者の方の社会保険適用については、現行は従業員500人超の企業は強制適用ですが、500人以下の企業は労使合意に基づいて社会保険適用している、社会保険適用は任意なわけです。これが、来年10月から従業員100人超規模の企業は強制適用となります。さらに2年後、2024年10月からは、50人超規模の企業までに拡大されることになっています。

あと、例えば弁護士、税理士、会計士などといったいわゆる士業と言われる方々は、法人の事業所はこれまでも強制適用ですが、個人事業主でやっていらっしゃるところは、適用外だった。こういった方々も来年10月から社会保険適用できるようになります。そうすると、今国保でいる、個人でやっていらっしゃる士業の方々が社会保険に移行していく可能性が大きいと思われれます。国保の中では所得のある層の方々が、どんどん社会保険に移行して行ってしまって、国保には所得の低い方、あるいは年金生活の方ばかりとなってしまう状況が想像できてしまうわけです。国は被保険者が減れば、医療費も減り、後期支援金や介護納付金も減ると言っていますが、実際のところはどうかかなと思ったりもしますが、制度としては、以上のように変更することが決まっています。

会長

ありがとうございます。よろしいですか、皆さん。そういった形で社会保険への移行が今後出てくるだろうと。移行する人間が増えれば財源も減ってくるということですね。

よろしいでしょうか。他にお聞きしておきたいこととか、ございませんか。

委員

ちょっとすみません。これは、国から決められてしまっていることで、豊明市ではどうしようもないわけですね。

もう一つお尋ねしますが、本市の未就学児が約220人とありますが、これは人口割りにからいって、愛知県としては普通の数なんですか。少ないんですか、多いんでしょうか。

事務局

220人というのは、全体の人数ではなくて、国保の加入者の中の未就学児の数です。豊明市の人口全体での未就学児の人数や割合が多いのか少ないのかは、今はちょっと手

元に資料がなくてわかりません。学年で600人くらいかと。

委員

そうすると6学年として3,600人くらいですね。わかりました。

会長

あとはどうでしょう。そのほかの方どうでしょう。よろしいですか。
事務局、何かありますか。

事務局

はい、机上に通知をお配りしておりますが、次回の運営協議会を来年1月27日木曜日に、午後3時から、場所は今日と同じ会議室6で行いますので、皆さまご予定をお願いいたします。今回は、本算定の結果をお伝えすることと、それに基づき来年度国保税の税率をどのくらいになるかということを経理からお示しさせていただいて、それについて、皆さんにご審議いただくこととなります。税率については、市長からの諮問事項となりますので、運営協議会からの答申をいただいて、3月の議会にかけていくこととなります。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、今回は1月27日木曜日、午後3時から、同じようにこの会議室で行います。この時には、市長に出席いただきまして、諮問をいただきまして、その諮問に対する答申をしていく、その日のうちに答申をさせていただきます。次回には議論をいただいて決定をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、委員の方々から何かご質問、ご意見ございますか。なければこれで終わりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

終了 午後3時45分

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき署名する。